

第4章 保健事業の実施計画

1. 保健事業改善の基本方針

本市の総人口は年々微減しており、国保加入者数も減少しています。一方、全体医療費は横ばいとなっておりますが、被保険者一人当たり医療費は増加しています。高齢化とともに生活習慣病が重症化することにより、医療費の高い疾病患者が増えている状況です。

このような状況のなか、生活習慣病の発症や重症化を抑制するため、その要因の一つとなるメタボリックシンドローム該当者に適切な保健指導を実施し、国保加入者の健康状態を維持していくことが重要です。

特定健診の受診率は年々上昇しており、東京都、同規模自治体、全国と比較すると高いですが、特定健診対象者のうち約50%の人が未受診の状況です。また、高年齢層と比較して若年齢層の受診率が低い傾向がみられ、毎年継続して健診を受診する人も少ない状況です。今後、受診率向上のために、未受診者の未受診要因を確認し、分析を行い、周知方法と受診勧奨の仕組みを見直す必要があります。

特定保健指導については、実施率を向上させるために、特定保健指導の効果、有益性をわかりやすく周知することが必要です。さらに、特定保健指導の対象者に対し、健診結果説明時に特定保健指導に関する情報提供等を行うことで、参加意欲の向上に繋がるよう、仕組みを見直す必要があります。

特定健診の結果、治療が必要な健診結果にも関わらず、医療機関を受診していない人が高血圧では520人、糖尿病では25人、脂質異常症では255人存在するため、腎不全など生活習慣病の重症化に移行することを防ぐためにも、適切な保健指導が必要です。

特に、若年齢層に対しては、一次予防に重点を置き、情報提供に努めるとともに、健診を毎年受けることや早期発見・早期治療の重要性を、より一層伝える必要があります。

また、分析結果から得られた健康課題への対応として各種保健事業を実施するにあたり、評価体制、評価時期を設定することで、保健事業の効率を高めていくことが必要です。

2. 保健事業における施策の方向性と目標

各種データ分析により取りまとめた施策の方向性について、保健事業における目標を設定します。なお、ここで取り上げていない他の保健事業に関しては一部を除き継続的に実施していきます。

施策の方向性	保健事業における目標
○特定健診受診率の向上を図り、潜在する健康リスクを把握していきます。	特定健康診査受診率の向上
○比較的受診率の低い40歳～50歳代の方に対する受診勧奨を強化していきます。	特定保健指導実施率の向上
○特定健診を受診する習慣を身に付けることにより、自分の健康に関心を持ち生活習慣病の予防に心がける市民が増えることを目指します。	生活習慣病の重症化予防
○特定保健指導の内容についてわかりやすく周知を行い、生活習慣改善における効果や有益性の理解を深めていきます。	
○特定保健指導の対象者に対し、早期に特定保健指導についての情報提供等を行い、参加意欲の向上に繋がるよう働きかけを行っていきます。	
○「腎不全」や「循環器疾患」など生活習慣病の悪化に起因する疾病的医療費が高額であることから、対策が必要です。そのためには糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症予防や重症化予防を実施していきます。また、要治療者等に対し受診勧奨や健康相談等の重症化予防対策を行い、医療費の上昇を抑えています。	がんの早期発見・早期治療
○メタボリックシンドローム予備群から該当者へと悪化させない施策を検討していきます。	重複頻回受診者への受診指導
○人工透析への移行リスクが高い人に対する重症化予防対策を検討していきます。	ジェネリック医薬品の使用促進
○健診後、未治療者に対し、早期治療を目的として受療行動をとることができるように、受診勧奨を行っていきます。	
○がんを早期発見しQOLの向上と医療費削減を図るために、がん検診受診率、および要精密検査者の精密検査実施率の向上を目指します。	
○重複頻回受診について、幅広く意識付けを行っていきます。	
○ジェネリック医薬品の使用率をさらに高める施策を検討していきます。	

3. 保健事業の実施状況・実施計画

(1) 特定健診（継続）

【概要】

基本的な実施内容は「羽村市 特定健康診査・特定保健指導実施計画」に準拠するものとし、受診率向上に向けた取組を推進していきます。

【取組の方向性】

特定健診の受診率は年々上昇しているものの、対象者の約50%が未受診となっており、潜在する健康リスクの把握ができていない状況です。中でも40歳～50歳代の受診率が60歳代と比べて低いため、若い世代にターゲットを絞った受診率向上策を検討していきます。

【実施内容】

- ・国民健康保険の加入時にパンフレットを配布し、特定健診の案内を行います。
- ・40～50歳代の対象者が受診しやすいよう休日の集団健診を継続実施します。
- ・適切な時期に情報が発信できるように、個別勧奨通知の発送やメール配信サービスを継続実施します。また、メール配信によるお知らせが広く届けられるよう、メール配信の登録を呼びかけていきます。
- ・1年に1回の健診受診の習慣の定着化のため、対象者を抽出し、電話等による受診勧奨も合わせて実施します。
- ・勤務先の健康診断や人間ドックの結果を市に提出することを呼びかけ、「みなし受診」として把握し、受診率の向上やリスク状況の把握に努めます。
- ・受診者が各自の健康レベルを把握し、生活習慣を具体的に見直す機会として、健診結果説明会を実施します。また、この機会に特定保健指導の対象者に情報提供を行い、参加意欲の向上に繋がるよう働きかけていきます。

【実施目標】

特定健診受診率の向上

No.	評価指標	実績		目標	
		平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	特定健診受診率 (%)	49.6	54.0	56.0	58.0

(2) 特定保健指導（継続）

【概要】

特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクの高い被保険者に対して、保健師、管理栄養士等による保健指導を実施します。

【取組の方向性】

特定保健指導の実施率を向上させ、メタボリックシンドロームに該当するリスク保有者への生活習慣の改善をはかり、被保険者の健康状態の改善を推進していきます。

【実施内容】

- ・特定保健指導の対象者に、健診結果説明時に特定保健指導についての情報提供等を行い、参加意欲の向上に繋がるように働きかけていきます。
- ・特定保健指導の効果、有益性を被保険者に広く周知し、認知度の向上をはかります。
- ・特定保健指導の未利用理由を把握し、対象者が利用しやすい実施体制を検討していきます。
- ・特定保健指導の参加者が、自身の生活習慣の改善に取り組むことができ、メタボリックシンドロームの状態が改善できるよう支援します。

【実施目標】

特定保健指導実施率の向上

No.	評価指標	実績	目標		
		平成 27 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1	特定保健指導実施率(%)	11.3	14.0	16.0	20.0

※特定健診および特定保健指導の目標値の考え方について

国（厚生労働省）は、特定健診および特定保健指導の実施方法や目標値等の事項について、基本的な指針を定めています。その中で、市町村国保における特定健診および特定保健指導の目標値も定められていますが、本計画においては、平成 27 年度の実績を元に実状に即した目標を別に定めました。

【参考】 第2期実施計画（平成 29 年度まで）における市町村国保の目標値

特定健診受診率 60% 特定保健指導実施率 60%

(3) 生活習慣病の重症化予防（レベルアップ）

【概要】

特定健診受診者で特定保健指導対象外の者のうち、生活習慣病の発症や重症化の可能性がある者に対して保健師等による受診勧奨や健康教育・健康相談等を実施します。

また、生活習慣病の重症化を予防するためには、若年期から生活習慣病の正しい知識を持ち、生活することが重要であることから、発症予防及び早期発見に繋がる普及啓発事業も合わせて実施します。

【取組の方向性】

本市の医療費割合を疾病中分類別にみると、腎不全が最も高い状況にあります。特に重症化予防が必要とされる対象者（未治療者等）に対し保健師等が受診勧奨や健康教育、健康相談を通じて生活習慣の改善を推進していきます。

また、30歳代をターゲットとした健康診査や健康教育を実施し、生活習慣病の発症予防や早期発見を進めています。

【実施内容】

- ・特定健診の結果やレセプト情報等から重症化予防が必要な対象者（未治療者等）を把握し、個別通知での受診勧奨や電話・面接での健康相談を実施します。
- ・生活習慣病予防のための健康教育を引き続き実施します。特に、糖尿病予防のための健康教育を充実させて実施します。
- ・重症化予防が必要な対象者（未治療者等）へは、市で実施する健康づくり事業や講演会の利用を計画的に案内していきます。
- ・30歳・35歳健診を引き続き実施し、対象者へは個別通知で受診勧奨を実施します。
- ・家族の健康管理を担う子育て中の母親を対象に、健康教育（保育付）を実施します。

【実施目標】

生活習慣病リスク保有者に対する指導の実施

No.	評価指標	実績		目標	
		平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	対象者 ^(*) に対する指導率（%）	68	80	85	90

*対象者・・・特定健診の結果、高血圧症・糖尿病・脂質異常症について「要治療域」と判断された方のうち、レセプト等で受診が確認できない方（未受診者）。

(4) がん検診（継続）

【概要】

各種がん（悪性新生物）の早期発見を目的とした検診を実施します。

【取組の方向性】

がん（悪性新生物）は本市の死因別死亡数第1位であり、全死因の4分の1を占めています。がんを早期に発見しQOLの向上と医療費削減を図るため、がん検診受診率および要精密検査者の精密検査実施率の向上を目指します。

【実施内容】

- ・各種がん検診を継続的に実施していきます。
- ・40～50歳代の対象者が受診しやすいよう休日の集団がん検診を継続実施します。
- ・適切な時期に情報が発信できるように、個別勧奨通知の発送やメール配信サービスを継続実施します。また、メール配信によるお知らせが広く届けられるよう、メール配信の登録を呼びかけていきます。
- ・がん検診の結果、要精密検査対象の方へは、適切な時期に通知及び電話等で精密検査の勧奨を行い、早期治療に繋げていきます。また、精密検査の受診状況や結果把握を行います。
- ・がん予防に関する健康教育を実施します。

【実施目標】

がん検診受診者数の増加

No.	評価指標	実績		目標	
		平成27年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1	胃がん検診受診者数	1,472人	1,505人	1,600人	1,600人
2	呼吸器（肺がん）検診受診者数	1,592人	1,600人	1,600人	1,600人
3	乳がん検診受診者数	1,128人	1,150人	1,200人	1,250人
4	子宮頸がん検診受診者数	1,182人	1,200人	1,250人	1,300人
5	大腸がん検診受診者数	6,843人	7,000人	7,100人	7,200人

※各がん検診の受診者数は、国民健康保険および健康保険組合に加入する検診受診者の合計です。

(5) 重複頻回受診者への受診指導（新規）

【概要】

医療機関等の適正受診について、広く一般的に周知・啓発を行う他、重複・頻回受診者等に対して、適正受診についての指導を実施します。

【取組の方向性】

重複頻回受診は、重複投与や過剰投与の原因となり、被保険者の健康を損なう可能性があるため、幅広い年齢層を対象に受診指導等を行い、健康被害の防止と医療保険財政の健全化を図っていきます。

【実施内容】

- ・対象者を訪問し、本人の健康状態及び受診状況を確認し、療養方法など必要な保健指導を行っていきます。
- ・健康教育や広報活動を通じて重複投与や過剰投与の危険性を広く周知し、被保険者の意識付けを行います。

【実施目標】

重複頻回患者への訪問等による指導を実施

No.	評価指標	実績	目標		
		平成 27 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1	重複頻回受診者への受診指導	—	検討	実施	継続

(6) ジェネリック医薬品の使用促進（継続）

【概要】

ジェネリック医薬品の使用促進について、広報啓発を行う他、個別通知等の発送を継続して実施します。

【取組の方向性】

医療費の抑制を目的にジェネリック差額通知を実施しています。年々利用率は伸びているものの、国が示す目標値には達していません。ジェネリック医薬品に関する正しい情報提供などを行い、利用を促進し医療費の適正化を図っていきます。

【実施内容】

- ・ジェネリック差額通知について、ジェネリック医薬品に対する理解や効果など、わかりやすい内容とするため、通知レイアウトを検討していきます。
- ・市公式サイトや広報誌などを通じて、ジェネリック医薬品の利用促進を行います。

【実施目標】

ジェネリック医薬品使用率の向上

No.	評価指標	実績		目標	
		平成 27 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1	ジェネリック医薬品使用率の向上 (%)	62.5	70.0	75.0	80.0